

第6期小樽市障害福祉計画

第2期小樽市障害児福祉計画

令和3年3月

小樽市

は　じ　め　に



小樽市では、平成30年度から3年間を計画期間とする「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域社会で支えあう仕組みづくりや障害福祉の施策の推進に取り組んでまいりました。

この間の障がいのある人を取り巻く現状をみると障がいの多様化や障がいのある人及び介護者の高齢化が進んでおり、本人自ら希望する地域生活を営むための支援のほか、就労支援、権利擁護、障がい児支援といったさまざまな課題への対応が求められています。

このため、障がいの特性やライフステージに応じた様々な福祉サービスの提供による地域生活の支援体制の充実を目指すため、これまで取り組んできた施策を引き継ぎながら、さらに充実したものとするため、「第6期障害福祉計画」と「第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

また、令和3年3月に策定しました福祉分野の上位計画である「第1期小樽市地域福祉計画」と調和を図りながら、障がいの有無に関わらず、すべての人が、住み慣れた地域で助け合い、支え合い、幸せに暮らしていくことができるよう、引き続き、共生社会の実現に向け、より一層取り組んでまいります。

本計画を実現していくためには、市民の皆様をはじめ、関係機関や団体等と連携を図りながら、各種施策を推進していくことが重要であると考えておりますので、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました小樽市障害児・者自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメントで御意見をいただきました関係団体の皆様や市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

小樽市長　迫　俊哉

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画が目指す目的	3
4	計画の基本の方針	3
5	計画の期間	4
6	計画の策定に当たって	5

第2章 障害者の現状及びサービス提供基盤の状況

1	人口の推移	7
2	障害者手帳交付者数の推移	8
3	主なサービス提供基盤の整備状況	11

第3章 計画推進の具体的な取組

1	障害福祉サービスの提供体制の確保	15
2	相談支援の提供体制の確保	16
3	障がい児支援の提供体制の確保	16

第4章 令和5年度における成果目標の設定

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	18
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
3	地域生活支援拠点等における機能の充実	19
4	福祉施設から一般就労への移行等	20
5	障がい児支援の提供体制の整備等	22
6	相談支援体制の充実・強化等	23
7	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	23

第5章 障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとの見込量

1	「訪問系サービス」のサービス見込量	24
2	「日中活動系サービス」のサービス見込量	25
3	「居住系サービス」のサービス利用見込者数	26
4	「相談支援」のサービス利用見込者数	27
5	「障害児相談支援」のサービス利用見込者数	27
6	「障害児通所支援」のサービス利用見込者数	28

第6章 地域生活支援事業の実施

1 実施する事業の内容	29
2 各年度におけるサービス量の見込み	32

第7章 その他障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための方策

1 権利擁護の推進	35
2 コミュニケーション支援の推進	35
3 心のバリアフリーの推進	36

第8章 計画の推進等

1 連携・協力の確保	37
2 計画の点検・評価	37
3 情報提供	37

第1章 計画策定の趣旨等

1 障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進み、障害福祉サービスへのニーズがますます複雑多様化する中、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会（以下「共生社会」という。）の実現を目指して、様々な制度が創設され、見直されてきました。

平成18年4月には、「障害者自立支援法」の施行により、身体及び知的障がいに加え、精神障がいも含めた一元的な制度を確立するとともに、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。併せて、都道府県及び市町村に対して、「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

その後、同法は、平成25年4月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改められ、その基本理念（第1条の2）において、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならないとされています。また、難病の方も障害福祉サービスの対象となり、相談支援体制の強化、サービス等利用計画の作成の義務化なども図られました。

平成30年4月施行の児童福祉法の一部改正においては、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援の提供体制を整備し、これらの円滑な実施を確保するための仕組みが導入されました。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定により、障がいのある人やサービス提供事業者等の現状をとらえ、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることで、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの実現を目指すものであります。

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

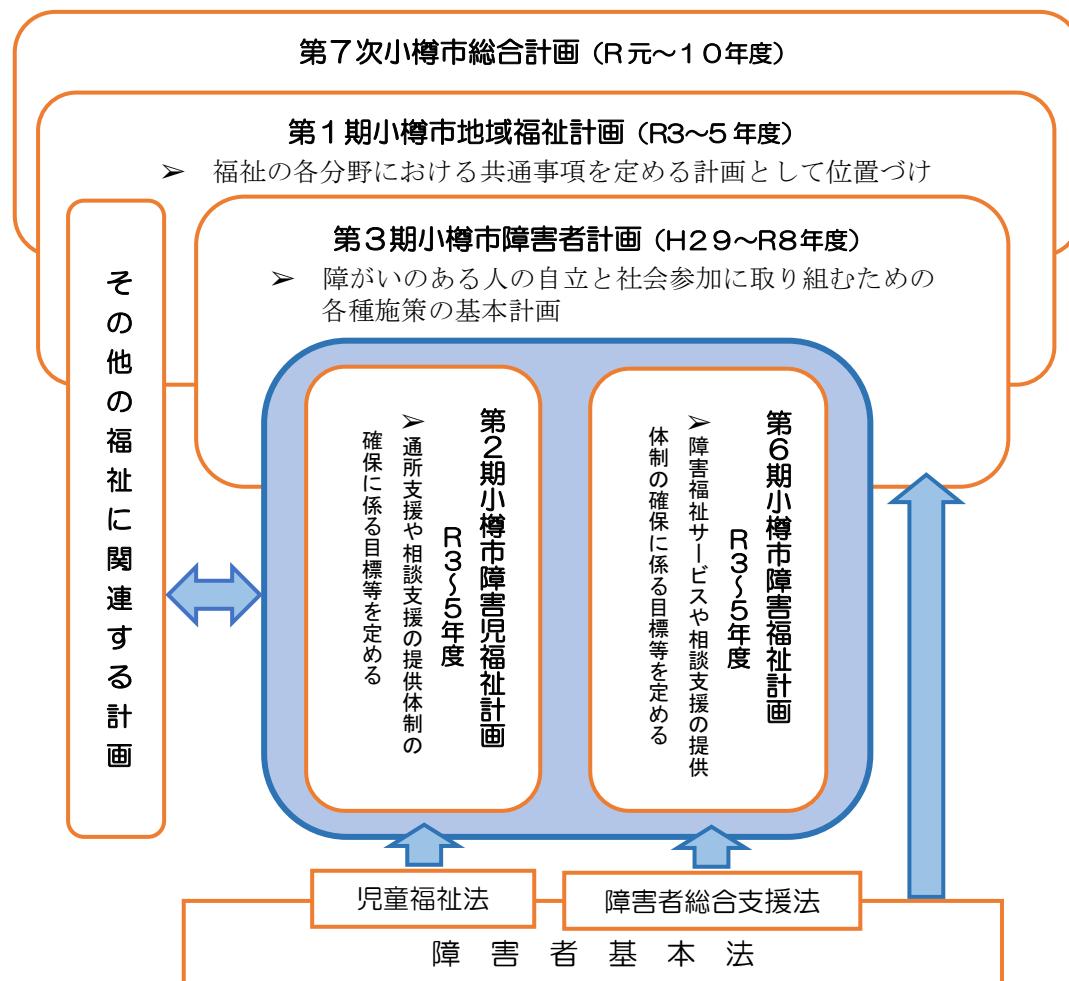
小樽市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」として策定する障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する実施計画です。

また、小樽市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」として策定する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する実施計画です。

これらの計画は、「第7次小樽市総合計画」、「第1期小樽市地域福祉計画」、「第3期小樽市障害者計画」、その他の福祉に関連する計画と調和を図りながら、障がいのある人が自立した生活を営み、社会参加を実現できるよう、障害福祉サービス等の必要な見込み量とその確保に関する3年間の実施計画と位置づけるものです。

なお、障害児福祉計画は、障害者施策との一体的な推進を図るため、障害福祉計画と一緒にものとして策定するものです。

＜計画の位置づけ＞



3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画が目指す目的

障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本の方針

いすれも前期計画の考え方を踏襲するとともに、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に係る国的基本指針との調和を図りながら次期計画を策定し、その施策を推進します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自立と社会参加を実現するため、自ら決定する機会の確保と本人の意思決定を支援し、本人自らの選択と決定が尊重される社会の実現を図ります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等及び障がい児に対し、サービス提供事業所や相談支援事業所との連携により、障がい種別によらない障害福祉サービスの提供、充実に努めます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援などを地域全体で支えるシステムを実現するために、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。

また、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援の拠点等の機能の充実に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、介護保険施策、子育て支援施策などと連携を図りながら、柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築に努めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供できる体制の構築が必要です。

また、障がいのある子ども、その子どもを支える家族の抱える様々な心配や課題を解決していくためには、総合的な家族支援が必要となります。

障がいのある子どもとその家族が安心して地域で生活できるよう、分野を超えた包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進に努めます。

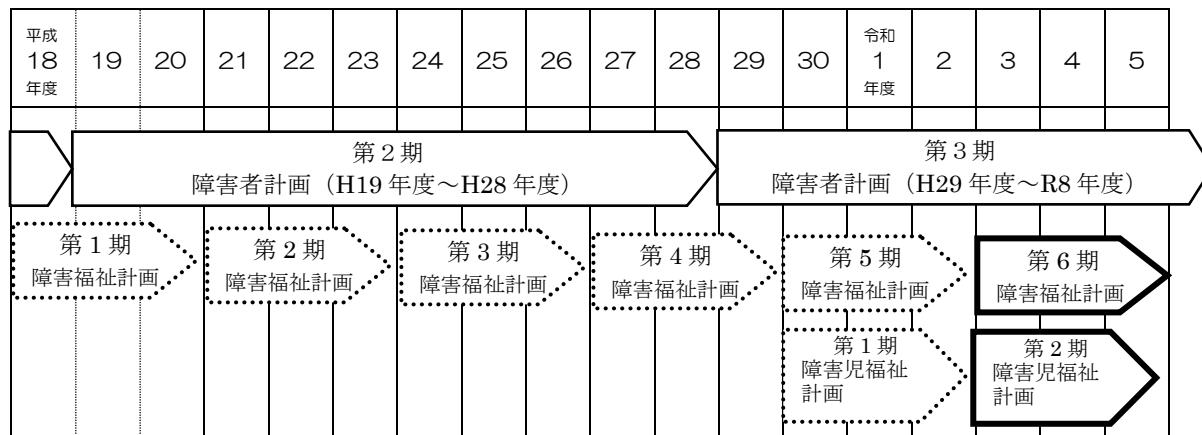
(7) 障害者の社会参加を支える取組

障がいのある人が様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、手話通訳等の派遣や移動の支援、点字図書館やボランティア団体等と連携を図り点字や録音図書の活用を促進するほか、スポーツ・文化活動などの地域生活支援事業を推進し、障がいのある人の多様なニーズに応じた社会参加の促進に努めます。

5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の期間

第6期小樽市障害福祉計画は、第5期障害福祉計画で策定した施策や数値目標等の必要な見直しを行い、令和3年度から5年度までの3か年を計画期間とするものです。

また、第2期障害児福祉計画も、第6期障害福祉計画と併せて、令和3年度から5年度を計画期間とします。



6 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に当たって

(1) 計画の見直し体制

ア 協議会における協議

障害者総合支援法の規定に基づき設置している「小樽市障がい児・者支援協議会」において協議を行いました。

また、この協議会における「地域生活サポート部会」や、「就労支援部会」、「福祉いどばた部会」等において、福祉や介護等関係機関、当事者や家族の方などから幅広い意見を伺いました。

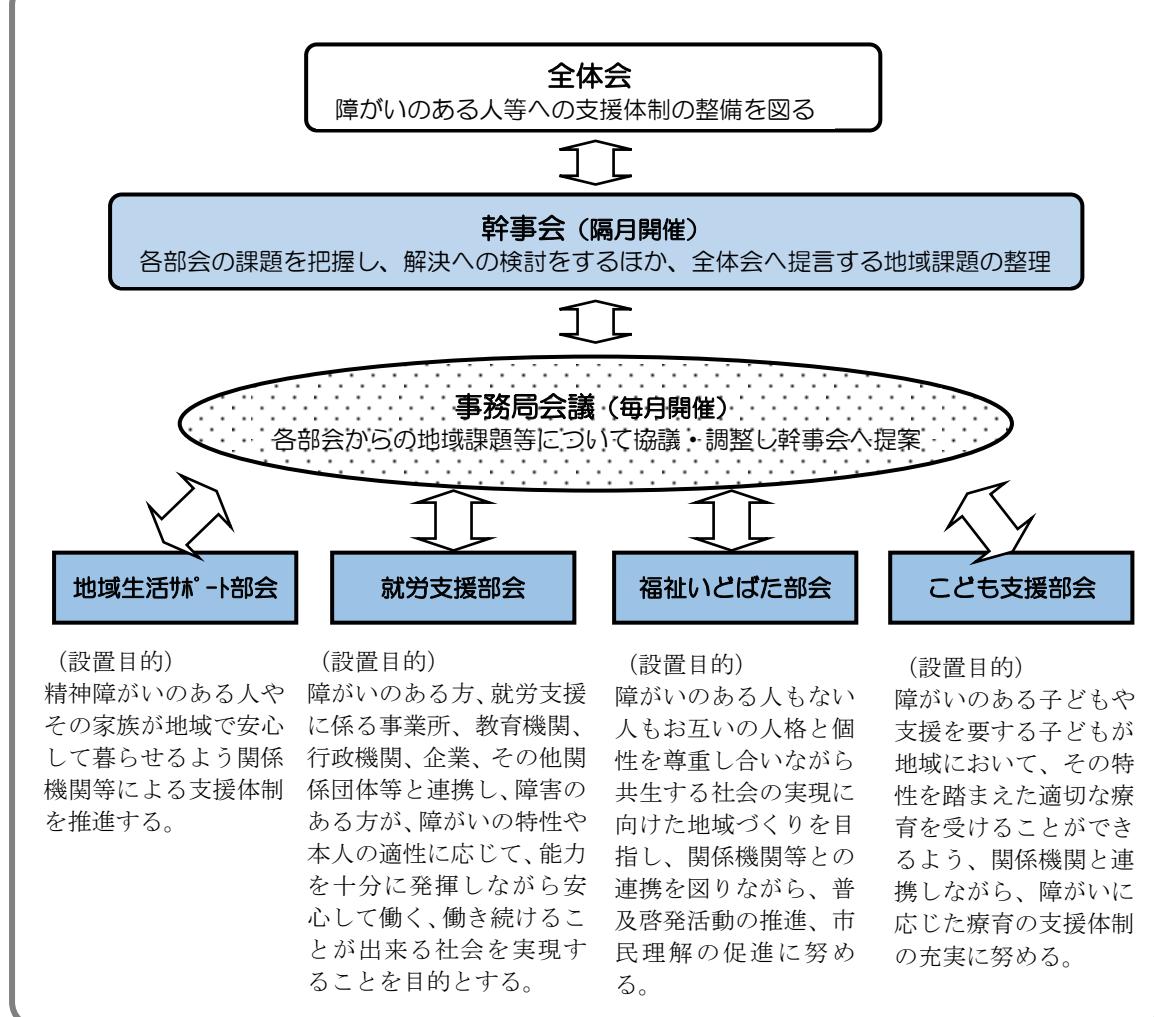
イ 庁内関係部局との連携

市の福祉部や保健所、教育委員会等における関係部署との協議・調整を行いました。

〈小樽市障がい児・者支援協議会〉

- 障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、設置している。
- 福祉団体、障害者関係団体、親の会等の代表者で構成する。小樽市障害福祉計画に関することは、この協議会で所掌する。

〈小樽市障がい児・者支援協議会運営体制〉



(2) ニーズ等の把握

本計画の数値目標や障害福祉サービス等の必要量を見込むに当たっては、第5期障害福祉計画における計画期間内の利用実態の分析をするとともに、障害福祉サービス事業所の開設状況や、関係機関の意見などを踏まえ、ニーズの把握に努めました。

また、広く市民の皆様の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

(3) 北海道との連携

本計画の策定に当たっては、障がい児福祉計画を包含する「第6期北海道障がい福祉計画」に基づく北海道の目指す方向を基本としつつ、本市の実情等を踏まえ作成しました。

第2章

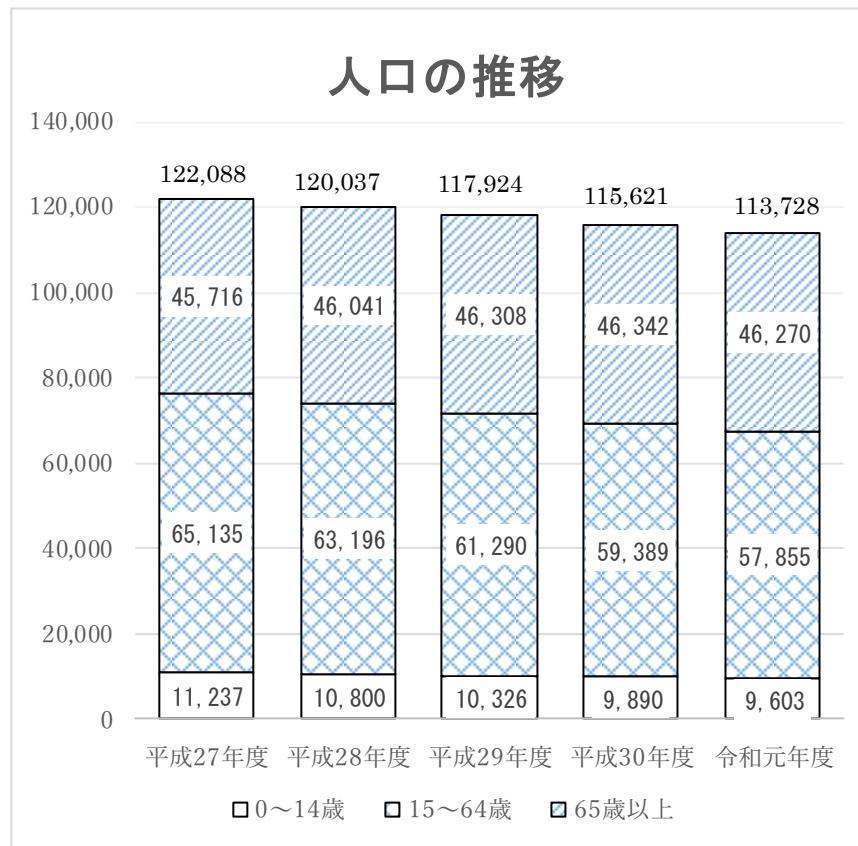
障害者の現状及びサービス提供基盤の状況

1 人口の推移

人口の推移をみると、平成27年度から令和元年度にかけて、年少人口（0～14歳）は約14%、生産年齢人口（15～64歳）は約11%減少しているのに対して、65歳以上の老人人口は約1.2%増加しています。総人口に占める65歳以上の割合も約37.5%から約40.7%へ増加しており、高齢化が進んでいます。

(単位：人 各年度末)

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計
平成27年度	11,237	65,135	45,716	122,088
平成28年度	10,800	63,196	46,041	120,037
平成29年度	10,326	61,290	46,308	117,924
平成30年度	9,890	59,389	46,342	115,621
令和元年度	9,603	57,855	46,270	113,728



2 障害者手帳交付者数の推移

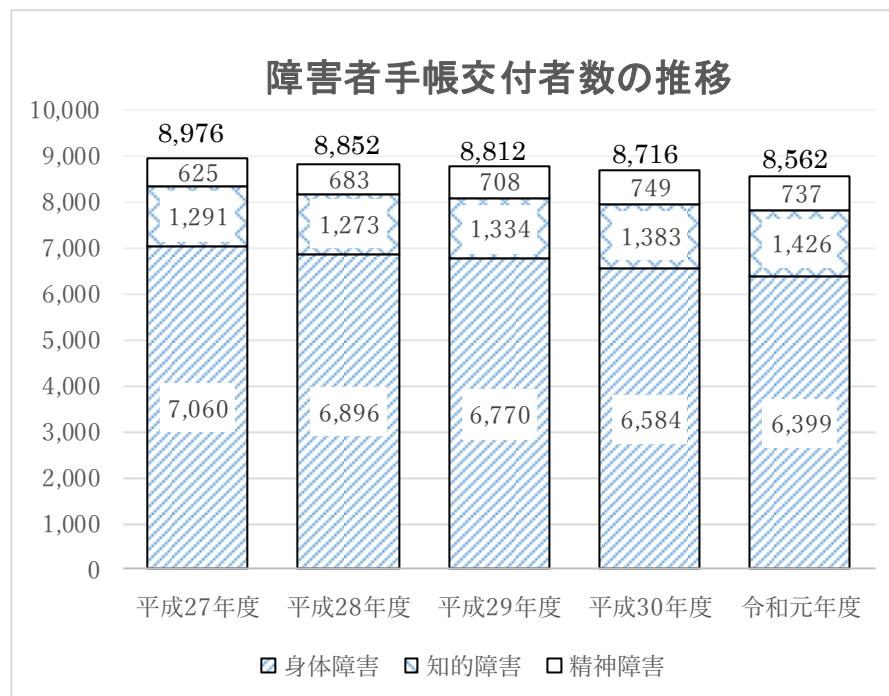
障害者手帳交付者数の総人口に占める割合は、ほぼ横ばいとなっています。

身体障害者手帳の交付者は減少していますが、知的障がい及び精神障がいに係る交付者は増加の傾向にあります。

(単位：人 各年度末)

	身体障がい者 (身体障害者手帳)	知的障がい者 (療育手帳)	精神障がい者 (精神障害者 保健福祉手帳)	計	総人口	総人口に 占める割合
平成27年度	7,060 (78.7%)	1,291 (14.4%)	625 (6.9%)	8,976	122,088	7.4%
平成28年度	6,896 (77.9%)	1,273 (14.4%)	683 (7.7%)	8,852	120,037	7.4%
平成29年度	6,770 (76.9%)	1,334 (15.1%)	708 (8.0%)	8,812	117,924	7.5%
平成30年度	6,584 (75.5%)	1,383 (15.9%)	749 (8.6%)	8,716	115,621	7.5%
令和元年度	6,399 (74.7%)	1,426 (16.7%)	737 (8.6%)	8,562	113,728	7.5%

※ 括弧内の数値は、各年度の全交付者に占める障害ごとの交付者の割合を示す。



(1) 身体障がい者（児）の状況

① 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳交付者は減少しているが、そのうち 65 歳以上の者が占める割合は増加しています。

また、障害種類別に交付者の割合の推移をみると、肢体不自由・視覚障害は減少しているが、聴覚障害・内部障害は増加しています。

ア 障害程度等級別

(単位：人 各年度末)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	65 歳以上の件数(割合)
平成27年度	2, 251 (31.9%)	1, 071 (15.2%)	1, 194 (16.9%)	1, 781 (25.2%)	419 (5.9%)	344 (4.9%)	7, 060	5, 599 (79. 3%)
平成28年度	2, 212 (32.1%)	1, 036 (15.0%)	1, 148 (16.6%)	1, 753 (25.4%)	410 (6.0%)	337 (4.9%)	6, 896	5, 482 (79. 5%)
平成29年度	2, 186 (32.3%)	987 (14.6%)	1, 133 (16.7%)	1, 720 (25.4%)	394 (5.8%)	350 (5.2%)	6, 770	5, 420 (80. 1%)
平成30年度	2, 133 (32.4%)	942 (14.3%)	1, 098 (16.7%)	1, 680 (25.5%)	380 (5.8%)	351 (5.3%)	6, 584	5, 316 (80. 7%)
令和元年度	2, 078 (32.5%)	892 (13.9%)	1, 052 (16.4%)	1, 652 (25.8%)	381 (6.0%)	344 (5.4%)	6, 399	5, 183 (81. 0%)

※ 括弧内の数値は、各年度の全交付者に占める障害等級ごとの交付者の割合を示す。

イ 障害種類別

(単位：人 各年度末)

	肢体不自由	聴覚障害	内部障害	視覚障害	言語障害	計
平成27年度	3, 875 (54.9%)	614 (8.7%)	2, 133 (30.2%)	395 (5.6%)	43 (0.6%)	7, 060
平成28年度	3, 712 (53.8%)	606 (8.8%)	2, 148 (31.1%)	381 (5.5%)	49 (0.7%)	6, 896
平成29年度	3, 557 (52.5%)	618 (9.1%)	2, 183 (32.2%)	364 (5.4%)	48 (0.7%)	6, 770
平成30年度	3, 411 (51.8%)	611 (9.3%)	2, 165 (32.9%)	347 (5.3%)	50 (0.8%)	6, 584
令和元年度	3, 272 (51.1%)	599 (9.4%)	2, 150 (33.6%)	329 (5.1%)	49 (0.8%)	6, 399

※ 括弧内の数値は、各年度の全交付者に占める障害種類ごとの交付者の割合を示す。

(2) 知的障がい者（児）の状況

療育手帳交付者は増加しています。

また、等級判定別にみると、A判定は減少しているものの、B判定が増加しています。

① 療育手帳交付者数の推移

(単位：人 各年度末)

	療育手帳A			療育手帳 B			合計
	18歳 未満	18歳 以上	計	18歳 未満	18歳 以上	計	
平成27年度	46	450	496	182	613	795	1, 291
平成28年度	43	429	472	186	615	801	1, 273
平成29年度	40	426	466	205	663	868	1, 334
平成30年度	39	432	471	226	686	912	1, 383
令和元年度	33	438	471	239	716	955	1, 426

A判定：重度・最重度 B判定：軽度・中度

(3) 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者は平成30年度までは増加していましたが、令和元年度には減少しています。いずれの年度も2級判定が約6割を占めており、3級判定の割合は増加傾向にあります。

① 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

(単位：人 各年度末)

	1級	2級	3級	計
平成27年度	74 (11.8%)	390 (62.4%)	161 (25.8%)	625
平成28年度	76 (11.1%)	417 (61.1%)	190 (27.8%)	683
平成29年度	81 (11.4%)	427 (60.3%)	200 (28.3%)	708
平成30年度	80 (10.7%)	452 (60.3%)	217 (29.0%)	749
令和元年度	69 (9.4%)	431 (58.5%)	237 (32.1%)	737

※ 括弧内の数値は、各年度の全交付者に占める等級ごとの交付者の割合を示す。

3 主なサービス提供基盤の整備状況

障害福祉サービスは、障がいのある人の在宅生活、施設生活を支援するために提供されるサービスで、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に分かれます。また、障がいのある子ども、支援が必要な子どもに対し、「障害児通所支援」サービスがあります。

小樽市内には様々なサービスを提供する事業所があり、日中活動、社会参加活動の場として重要な役割を果たしています。

(1) 訪問系サービス

主に在宅で受けるサービスです。

重度障害者等包括支援を提供する事業所はまだありませんが、それ以外のサービスを提供する事業所はほぼ横ばいで推移しています。

サービス名	事業内容	事業所数		
		H27.3	H30.3	R3.3 (見込み)
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行う。	16	17	17
重度訪問介護	重度の障がいにより常時介護をする者に、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に支援する。	15	16	14
行動援護	知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものに、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護など必要な援護を行う。	1	2	2
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有するものに、移動時及び外出先において視覚的情報の支援や必要な移動の援護等を行う。	7	9	8
重度障害者等包括支援	常時介護をする障がい者で、意思疎通を図ることに著しい障がいがある者のうち、寝たきり状態にある者、知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者に、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練などを包括的に支援する。	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

事業所へ通所をして受けるサービスです。

平成30年度に創設された就労定着支援を提供する事業所が2か所新設されました。

それ以外のサービスを提供する事業所はほぼ横ばいで推移しています。

サービス名	事業内容	事業所数		
		H27.3	H30.3	R3.3 (見込み)
生活介護	常時介護等が必要な者に、障害者支援施設等において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能、生活能力向上のために必要な援助を行う。	16	16	16
自立訓練 (機能)	身体障がい者に、障害福祉サービス事業所等にて理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活相談その他必要な支援を行う。	0	0	0
自立訓練 (生活)	知的又は精神障がい者に、障害福祉サービス事業所等にて入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むのに必要な訓練その他必要な支援を行う。	1	1	3
就労移行支援	就労を希望し雇用されることが可能と見込まれる障がい者に、一定期間、生産活動、職場体験などの活動を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	5	5	5
就労継続支援 A型(雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	2	2	1
就労継続支援 B型(非雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、通常の事業所に雇用されることが困難な者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	17	19	20
就労定着支援 (平成30年度創設)	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	—	—	2

サービス名	事業内容	事業所数		
		H27.3	H30.3	R3.3 (見込み)
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。	8	6	7
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などを要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間に、病院において支援を行う。	2	2	2

(3) 居住系サービス

入所施設等で夜間に住まいの場として受けるサービスです。

共同生活援助（グループホーム）が増加したほか、平成30年度に創設された自立生活援助を提供する事業所が1か所新設されました。

サービス名	事業内容	事業所数		
		H27.3	H30.3	R3.3 (見込み)
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、夜間に、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を行う。	5	5	5
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助は、夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活に関する相談その他の必要な日常生活上の支援を行う。 〔※ 平成26年4月の障害者総合支援法施行により、グループホームとケアホームが一元化された。〕	67*	69	77
自立生活援助 (平成30年度創設)	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。	—	—	1

(4) 障害児通所支援

障がいのある子ども、支援を必要とする子どもが通所して、又は当該子どもの居宅を訪問して療育や訓練を受けることができるサービスです。

平成30年度に創設された居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所が1か所新設されました。

サービス名	事業内容	事業所数		
		H27.3	H30.3	R3.3 (見込み)
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。	6	14	18
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	6	13	17
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	2	3	8
居宅訪問型児童発達支援 (平成30年度創設)	重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。	—	—	1

第3章 計画推進の具体的な取組

第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の推進に当たり、次に掲げる施策等に取り組みます。

1 障害福祉サービスの提供体制の確保

(1) 訪問系サービスの推進

障がいのある人が在宅で、障がい種別に関係なく、必要なサービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）を受けながら、自立した生活を送れるよう、サービス提供事業者や相談支援事業所と連携を図りながら、訪問系サービスの充実に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の日中活動の場や社会参加活動の場、さらには地域生活や就労に向けた訓練の場として、希望するサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護等）や、介護者が病気の場合などの時に利用できる短期入所や日中一時支援を提供できるよう、サービス提供事業者との連携による日中活動系サービスの充実に努めます。

(3) 地域生活への移行の環境整備

障がいのある人の施設入所等から地域生活への移行を推進するため、地域における居住の場として社会福祉法人やNPO法人等による共同生活援助（グループホーム）の整備の推進に努めます。

(4) 地域生活への支援

施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な訪問や随時の対応により、適切な支援を行うことができるよう、自立生活援助事業者等との連携による支援体制づくりを行います。

(5) 地域生活支援の拠点等の整備と機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がいのある人やその家族の緊急事態にも対応できるような拠点等の整備とその機能の充実に努めます。

（6）就労定着に向けた支援の推進

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じた場合に、就労定着支援事業者が障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握し、課題の解決に向けて必要な支援を行うことで、職場定着を図れるような体制づくりを行います。

2 相談支援の提供体制の確保

（1）相談支援体制の構築

小樽市が地域における相談支援の中核機関である「基幹相談支援センター」業務を担い、委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所などと連携しながら、障がいのある人が地域で安心して生活できるような相談支援体制を更に強固なものとするよう努めます。

（2）地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がいのある人が、障害者支援施設や病院等から地域での生活へ移行する際に、相談支援事業所が中心となり、関係機関と連携しながら支援する体制を確保します。

また、地域生活へ移行したのちの地域での定着はもとより、地域で安心して暮らすことができるよう、地域移行支援と併せて、地域定着支援等に係るサービス提供体制の充実を図ります。

3 障がい児支援の提供体制の確保

（1）相談支援体制の確立

小樽市こども発達支援センター及び「児童発達支援センター」である小樽市さくら学園を中心に、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所などと連携しながら、障がいのある子どもとその保護者が地域で安心して生活できるような相談支援体制を一層強固なものとするよう努めます。

また、妊娠期から子育て期のあらゆる相談に応じる「子育て世代包括支援センター」をはじめ、ペアレントメンターによる活動などとの連携を図り、家族支援体制の整備に努めます。

（2）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築

障がいのある子どもや支援を要する子ども、又はその保護者についての正しい知識や理解と合理的配慮が適切になされ、子どもの成長段階や障がいの特性に応じた支援の充実が図られるよう、保健所、保育所、幼稚園・学校等の教育機関、医療機関、相談支援事業所、障害児通所支援事業所などやそれらに従事する職員等との一層の連携強化に努めます。

また、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図る体制を構築するよう努めます。

（3）地域社会への参加・包容の推進

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、関係部局と連携を図りながら把握に努めるほか、保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制の充実を図ります。

（4）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもが、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、現状やニーズを把握するとともに、保健所、病院、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を活用することにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に取り組みます。

また、重度の障がいがあるため、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出をすることが困難な障がいのある子どもに対し、居宅で発達支援のサービスを提供できるよう、ニーズの把握や関係機関との連携に努めます。

第4章 令和5年度における成果目標の設定

成果目標の設定については、国の基本指針及び北海道の障害福祉計画についての基本的な考え方を踏まえるとともに、第5期障害福祉計画の実績や本市の実情を勘案し、令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に定める目標値

- ・地域生活移行者数：令和元年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和元年度末施設入所者数から1.6%以上削減

令和元年度末時点に、本市が援護の実施機関となり、市内や道内各地の福祉施設に入所している障がい者は 266人 です。

[地域生活への移行目標（令和5年度末）]

項目	国の目標値		本市の目標値と考え方
	数値	考え方	
地域生活移行者数	16人	上記施設入所者数の6%以上	9人(3.3%以上)※
施設入所者減少見込数	5人	上記施設入所者数の1.6%以上削減	5人(1.6%以上削減)

※ 国の基本指針を基準としつつ、地域の実情を踏まえて、地域生活移行を推進することを目標とします。

施設入所者の地域生活移行者数については、第5期障害福祉計画の目標値である25人に対して、平成29年度から令和元年度までの実績値は4人となっています。

主な要因として、地域移行の受け皿となるグループホーム等の地域資源が少ないとや施設入所者の重度化・高齢化が進み、地域生活への移行が困難な入所者が増加していることがあげられます。

第6期障害福祉計画の目標値は、国の目標値の考え方に基づいて算出される人数(16人)では実績との乖離が大きくなることが想定されるため、本市の現状に鑑み、数値目標を修正しています。

今後も地域移行を進めるためには、地域移行の受け皿となるグループホーム等の整備を推進するとともに、地域生活の移行や地域定着のための支援体制の充実を継続していく必要があります。

また、施設入所者数の削減については、第5期障害福祉計画の平成28年度末時点の施設入所者数278人に対して目標値は6人で、令和元年度末時点での実績値は12人となっており、目標値を上回っています。

第6期障害福祉計画では、国の目標値の考え方と同様に、減少数の目標を5人として設定します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院をしている精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、医療機関や地域の相談支援事業者による努力だけではなく、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

本市において、精神障がい者の地域移行を進めるための成果目標を設定するに当たっては、本市の第5期障害福祉計画の成果目標となっていた保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について達成できていませんので、これを引き続き第6期障害福祉計画の成果目標とし、後志圏域地域生活移行支援協議会等の意見も参考にしながら、取組を進めます。

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

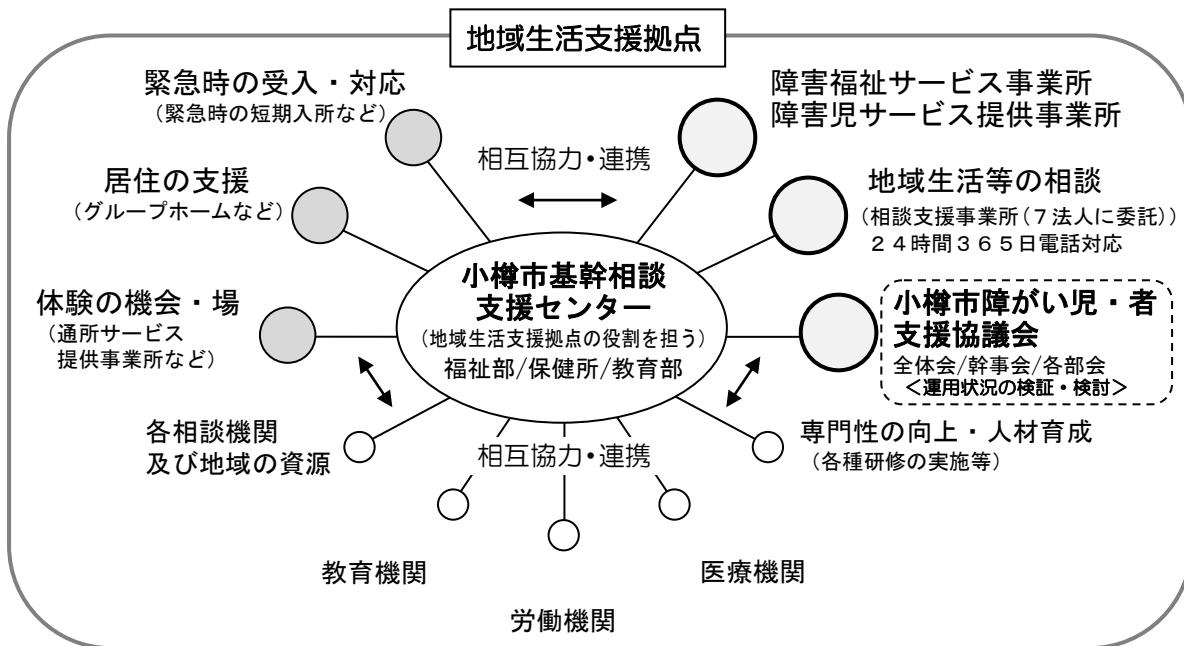
「地域生活支援拠点」の整備は、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がいのある人やその家族の緊急事態に対応するなど、障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできるための体制として、各自治体の実情に応じた創意工夫により整備をするものです。

拠点の目的は、次の2つです。

- 1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用
→ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備
→ 障がいのある人の地域での生活を支援する。

項目	目標値	備考
地域生活支援拠点の整備	1 (面的整備)	地域の様々な機関がその機能を分担し、市がその役割をコーディネートする。
運用状況の検証及び検討	1回／年	体制や機能が実情に適しているかなど、自立支援協議会等を活用し、検証及び検討する。

本市では、実状に応じた支援体制として、第5期障害福祉計画期間中から地域生活支援拠点等の整備を進めています。また、その機能の充実を図るため、「小樽市障害児・者支援協議会」において、年1回以上運用状況を検証及び検討します。



4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針に定める目標値

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）利用者の一般就労移行者数：令和元年度実績の1.27倍以上に
- それぞれ令和元年度の移行実績に対し、
就労移行支援事業：1.30倍以上、就労継続支援A型事業：1.26倍以上、
就労継続支援B型事業：1.23倍以上に
- 就労定着支援事業利用者数：一般就労移行者のうち、7割以上の利用に
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上に

第6期障害福祉計画では、国の指針に基づき、目標値を設定し、今後も本人の意向を踏まえつつ、就労移行支援事業所や、ハローワーク、小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろば、民間企業等と連携を一層強化し、就労に関する情報共有を進めるとともに、障がいのある人の就労についての理解や配慮の促進に努め、個々の適性に応じた一般就労への移行を支援します。

また、障がいのある人が一般就労した場合に、「就労定着支援」サービスを活用し不安や心配事を軽減しながら、職場に定着できるよう支援します。

[福祉施設から一般就労への移行目標]

1 一般就労移行者数

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	10人	就労移行支援を通じ、一般就労した者の数
目標値：令和5年度の一般就労移行者数	17人	令和元年度一般就労移行実績の1.70* (1.27+0.43) 倍以上

2 就労移行支援事業の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度の移行実績	4人	
目標値：令和5年度の移行実績	7人	令和元年度一般就労移行実績の1.73* (1.30+0.43) 倍以上

3 就労継続支援 A型事業の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度の移行実績	0人	
目標値：令和5年度の移行実績	1人	令和元年度一般就労移行実績の概ね1.69* (1.26+0.43) 倍以上

4 就労継続支援 B型事業の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度の移行実績	6人	
目標値：令和5年度の移行実績	10人	令和元年度一般就労移行実績の概ね1.66* (1.23+0.43) 倍以上

* 国の基本指針に基づき、第5期障害福祉計画で定めた令和2年度末の目標値に対する未達成割合(0.43)を、令和5年度末におけるそれぞれの目標値に加えた値。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針に定める目標値

- ・児童発達支援センターを市町村に少なくとも1か所以上設置
- ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用する体制を構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

- ・本市では、小樽市こども発達支援センター及び「児童発達支援センター」である小樽市さくら学園が、障がいのある子どもへの支援体制の中核的な役割を果たしており、専門的な相談や、療育支援を行いながら、障がいのある子どもとその家族等に対する支援を行っています。
- ・また、市内には保育所等訪問支援を提供する事業所があり、専門の職員が、保育所や幼稚園、小学校等において、障がいのある子どもが集団生活に適応するための支援を行っています。
- ・重症心身障がいのある子どもへの支援については、主に重い障がいのある子どもに対応する障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）が市内に1か所確保されており、保護者や相談支援事業所等と連携しています。
- ・重度の障がいのある子ども及び医療的ケアを必要とする子どもとその家族が、適切な支援を受け、安心して地域生活を送ることができるよう、第5期障害福祉計画期間中から、関係機関が意見交換や情報交換などにより連携を強固にするための協議の場の設置の検討を進めており、令和3年度に設置し、定期的に開催する予定です。
また、その協議の場などを通じて、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向けた検討を進めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

障がいの種別や多様化するニーズに応じた総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくため、相談支援事業所、関係機関、関係部署等が連携を強化するとともに、基幹相談支援センターによる研修の実施などにより、人材育成の支援に取り組みます。

項目	目標値	R3年度	R4年度	R5年度
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針に定める目標

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入しているなかで、本市の職員が障害者総合支援法等の具体的な内容を理解し、利用者が真に必要とするサービス等の提供を行うことができるよう、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修や専門知識の向上のための研修への積極的な参加を図ります。

また、毎月の国保連審査結果の確認と修正作業を継続するとともに、報酬改定や誤りやすいケース等について周知し、請求の過誤をなくすための取組と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

項目	R3年度	R4年度	R5年度
北海道が実施する研修への市職員の参加	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施回数	12回	12回

第5章 障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとの見込量

第5期計画の各年度の利用実績及び令和5年度までの見込量は、次のとおりです。

1 「訪問系サービス」のサービス見込量

障がいのある人が地域で安心した生活するために、居宅介護（ホームヘルプ）や外出を支援する同行援護、行動援護などの訪問系サービスは重要な役割を担っています。

前期計画期間中は、ほとんどのサービスで利用時間、利用者数ともに実績が計画を下回っていることから、第6期計画期間においては前期での実績等を勘案し、見込量を設定します。

単位：各年度3月サービス延べ利用時間／月

(利用者数)：各年度3月サービス利用者数

サービス種別		H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度 (見込み)	R4年度 (見込み)	R5年度 (見込み)
居宅介護	第5期計画	2,200	2,200	2,200	-	-	-
	第5期実績	1,649	1,568	1,623	-	-	-
	第6期計画 (利用者数)	- (136)	- (132)	- (133)	1,635 (134)	1,635 (134)	1,635 (134)
	第6期実績 (利用者数)						
重度訪問 介護	第5期計画	100	100	100	-	-	-
	第5期実績	614	0*	12	-	-	-
	第6期計画 (利用者数)	- (2)	- (0*)	- (2)	12 (2)	12 (2)	12 (2)
	第6期実績 (利用者数)						
行動援護	第5期計画	150	150	150	-	-	-
	第5期実績	33	46	44	-	-	-
	第6期計画 (利用者数)	- (1)	- (5)	- (4)	44 (4)	44 (4)	44 (4)
	第6期実績 (利用者数)						
同行援護	第5期計画	350	350	350	-	-	-
	第5期実績	231	200	252	-	-	-
	第6期計画 (利用者数)	- (26)	- (19)	- (22)	263 (23)	263 (23)	263 (23)
	第6期実績 (利用者数)						
重度障害 者等包括 支援	第5期計画	0	0	0	-	-	-
	第5期実績	0	0	0	-	-	-
	第6期計画 (利用者数)	- (0)	- (0)	- (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	第6期実績 (利用者数)						

* サービス等利用計画上、利用予定であった者が、3月のみサービスを利用しなかったもの。

2 「日中活動系サービス」のサービス見込量

障がい者の日中活動の場として、希望や目的に応じたサービスが提供されています。

いずれのサービスも、前期計画期間に事業所数の大幅な増減がなかったことから、第6期計画期間も、前期での実績に若干の増分を見込みます。

なお、障がい者が福祉的就労から一般就労へ移行できるよう、これまでも相談支援事業所、就労移行支援事業所等とともに取り組んできましたが、平成30年4月から創設された「就労定着支援」により、就労移行支援等を利用し一般就労をした方に対し、就労に伴う様々な生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等を一定の期間行う事業を実施しています。

単位：各年度3月サービス利用人日／月
(利用者数) 各年度3月サービス利用者数

サービス種別		H30 年度	R1 年度	R2 年度 (見込み)	R3 年度 (見込み)	R4 年度 (見込み)	R5 年度 (見込み)
生活介護	第5期見込量	10,367	10,464	10,561	-	-	-
	第5期利用量	9,981	10,113	9,630	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (521)	- (525)	- (498)	10,121 (525)	10,202 (530)	10,303 (535)
自立訓練 (機能訓練)	第5期見込量	O	O	O	-	-	-
	第5期利用量	O	O	O	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (O)	- (O)	- (O)	O (O)	O (O)	O (O)
自立訓練 (生活訓練)	第5期見込量	230	230	230	-	-	-
	第5期利用量	147	175	163	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (8)	- (9)	- (8)	202 (10)	222 (11)	242 (12)
宿泊型自立訓練	第5期見込量	339	401	463	-	-	-
	第5期利用量	266	253	218	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (9)	- (10)	- (8)	298 (11)	325 (12)	351 (13)
就労移行支援	第5期見込量	971	1,040	1,086	-	-	-
	第5期利用量	578	593	757	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (34)	- (37)	- (39)	815 (42)	873 (45)	931 (48)
就労継続支援 A型	第5期見込量	846	869	892	-	-	-
	第5期利用量	840	710	821	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (44)	- (34)	- (39)	906 (43)	969 (46)	1,031 (49)

サービス種別		H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度 (見込み)	R4年度 (見込み)	R5年度 (見込み)
就労継続支援B型	第5期見込量	7,323	7,553	7,783	-	-	-
	第5期利用量	6,480	6,874	7,614	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (372)	- (395)	- (415)	7,982 (435)	8,349 (455)	8,716 (475)
就労定着支援	第5期見込量	10	10	10	-	-	-
	第5期利用量	11	19	21	-	-	-
	第6期見込量	-	-	-	23	25	27
短期入所	第5期見込量	172	191	229	-	-	-
	第5期利用量	139	112	75	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (26)	- (19)	- (11)	121 (20)	146 (24)	170 (28)
療養介護	第5期見込量	33	33	33	-	-	-
	第5期利用量	32	31	31	-	-	-
	第6期見込量	-	-	-	31	31	31

3 「居住系サービス」のサービス利用見込者数

グループホーム利用者は、親元から離れてグループホームへ移行する人、施設から地域へ移行する人などが、今後も増えるものと見込みます。

施設入所者は、高齢化や重度化などにより、地域移行を促進することに難しい課題もありますが、令和5年度末の成果目標として261人を見込みます。

また、平成30年度から「自立生活援助」が創設され、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者に対し、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応を行うことで地域での自立を支援する事業を実施しており、利用者数の増加を見込みます。

単位：各年度3月サービス利用者数

サービス種別		H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度 (見込み)	R4年度 (見込み)	R5年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	第5期見込者数	240	245	250	-	-	-
	第5期利用者数 (再掲:精神障がい者)	261	274	275	-	-	-
	第6期見込者数 (再掲:精神障がい者)	-	-	(78)	-	-	-
	第6期見込者数 (再掲:精神障がい者)	-	-	-	295	305	315
施設入所支援	第5期見込者数	274	273	272	-	-	-
	第5期利用者数	268	266	268	-	-	-
	第6期見込者数	-	-	-	266	264	261

サービス種別		H3O 年度	R 元年度	R2 年度 (見込み)	R3 年度 (見込み)	R4 年度 (見込み)	R5 年度 (見込み)
自立生活援助	第5期見込者数	10	10	10	-	-	-
	第5期利用者数 (再掲:精神障がい者)	1 -	0 -	0 (0)	-	-	-
	第6期見込者数 (再掲:精神障がい者)	- -	- -	-	2 (1)	3 (2)	4 (2)

4 「相談支援」のサービス利用見込者数

現状としては、ほぼすべての利用者にサービス等利用計画が作成されています。

第6期計画期間も引き続き、サービス等利用計画に基づき、相談支援事業所との連携による適切なサービス利用を支援することで、利用者数の増加を見込みます。

単位：各年度3月サービス利用者数

サービス種別		H3O 年度	R 元年度	R2 年度 (見込み)	R3 年度 (見込み)	R4 年度 (見込み)	R5 年度 (見込み)
計画相談支援	第5期利用見込数	1,240	1,270	1,300	-	-	-
	第5期実利用者数	1,238	1,297	1,325	-	-	-
	第6期利用見込数	-	-	-	1,350	1,375	1,400
地域移行支援	第5期利用見込数	5	5	5	-	-	-
	第5期実利用者数 (再掲:精神障がい者)	2 -	0 -	0 (0)	-	-	-
	第6期利用見込数 (再掲:精神障がい者)	- -	- -	-	3 (3)	4 (4)	5 (5)
地域定着支援	第5期利用見込数	10	10	10	-	-	-
	第5期実利用者数 (再掲:精神障がい者)	5 -	9 -	9 (7)	-	-	-
	第6期利用見込数 (再掲:精神障がい者)	- -	- -	-	11 (9)	13 (10)	15 (12)

5 「障害児相談支援」のサービス利用見込者数

現状としては、サービスを利用するすべての障がいのある子どもに支援計画が作成されています。

第6期計画期間も引き続き、サービス等利用計画に基づき、障害児相談支援事業所との連携による適切なサービス利用を支援することで、利用者数の増加を見込みます。

単位：各年度3月サービス利用者数

サービス種別		H30 年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3 年度 (見込み)	R4 年度 (見込み)	R5 年度 (見込み)
障害児相談支援	第5期利用見込数	372	387	402	-	-	-
	第5期実利用者数	413	447	420	-	-	-
	第6期利用見込数	-	-	-	430	440	450

6 「障害児通所支援」のサービス利用見込量

平成30年度以降においても市内の事業所が増加したことに伴い、利用者、利用回数ともに増加傾向で推移しています。特に、放課後等デイサービスの利用量は大幅な増加となっています。

第6期計画期間においても、放課後等デイサービス等の支援を要する子どもの増加を見込みます。

また、医療型児童発達支援については、それらのニーズ等を把握しながら、サービス提供の確保に努めます。

単位：各年度3月サービス延べ利用人日／月
(利用者数)：各年度3月サービス利用者数

サービス種別		H30 年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3 年度 (見込み)	R4 年度 (見込み)	R5 年度 (見込み)
児童発達支援	第5期見込量	993	1,035	1,076	-	-	-
	第5期利用量	1,316	1,252	1,323	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (210)	- (209)	- (181)	1,498 (205)	1,542 (211)	1,586 (217)
	第6期見込量 (利用者数)	(O) (O)	(O) (O)	(O) (O)	8 (1)	8 (1)	8 (1)
放課後等デイサービス	第5期見込量	1,432	1,470	1,507	-	-	-
	第5期利用量	1,910	1,616	2,178	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	- (277)	- (241)	- (306)	2,242 (315)	2,349 (330)	2,456 (345)
	第6期見込量 (利用者数)	(10) (6)	(16) (2)	(20) (8)	(37) (10)	(45) (12)	(53) (14)
居宅訪問型児童発達支援	第5期見込量	8	8	8	-	-	-
	第5期利用量	0	0	0	-	-	-
	第6期見込量 (利用者数)	-	-	-	20 (2)	30 (3)	40 (4)

第6章 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の地域での生活を支える事業を、市町村が地域の特性や実情に応じて柔軟に実施する事業です。

「相談支援事業」や「意思疎通支援事業」など国が定める必須事業のほか、市町村の判断により、障がいのある人の日常生活又は社会生活を支援するために必要な事業を任意事業として実施します。

1 実施する事業の内容

本市では、第6期計画期間中に、次の事業を実施します。

＜必須事業＞

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民に対して障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、指導などを行うとともに、障がいのある人と障害福祉サービス事業者との連絡調整などを行います。

① 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。

② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用に要する費用を支援することにより、権利擁護を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し、手話通訳及び要約筆記の派遣事業等により、意思疎通の円滑化を図ります。また、代筆・代読・音声訳による支援の仕組みづくりを検討します。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活用具や住宅改修費の給付、点字図書給付などにより、日常生活における利便性の向上を図り、在宅福祉を増進します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の日常生活や社会生活を支援するために、手話で日常会話ができる程度の技術を持つ人を養成します。

(8) 移動支援事業

障がいのある人に対し、移動介護、視覚障害者ガイドヘルパー派遣、リフト付き乗用車による送迎、リフト付きマイクロバスの運行により、社会参加の促進を図ります。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、地域活動支援センターにおいて、創意的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを通じ、地域生活での支援の充実を図ります。

<任意事業>

(1) 福祉ホーム運営事業

福祉ホームにおいて、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要なサービスや支援を提供します。

(2) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、移動入浴車による訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

(3) 生活訓練事業

喉頭摘出者に対し、食道発声法、電気発声法などにより発声訓練を行い、生活の質の向上、社会復帰の促進を図ります。

(4) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

(5) 社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加を支援するための事業を実施します。

- 奉仕員養成事業
要約筆記奉仕員、点訳奉仕員・録音図書奉仕員
- 点字・声の広報等発行事業
- 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

(6) 地域移行のための安心生活支援

障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていくよう地域生活への移行や地域定着を支援することを目的に、地域生活を支援するためのサービス提供体制の調整を図るコーディネーターの配置を検討します。

2 各年度におけるサービス量の見込み

＜必須事業＞

サービス体系	単位		H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度 (見込み)	R4年度 (見込み)	R5年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2	第5期計画	1	1	1	-	-	-
		第5期実績	1	1	1	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	1	1	1
自発的活動支援事業	実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2	第5期計画	1	1	1	-	-	-
		第5期実績	2	2	2	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	1	1	1

相談支援事業

障害者相談支援事業	実施見込箇数数	第5期計画	6	6	6	-	-	-
		第5期実績	7	7	7	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	7	7	7
基幹相談支援センター	実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2	第5期計画	1	1	1	-	-	-
		第5期実績	1	1	1	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	1	1	1
市町村相談支援事業 機能強化事業	実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2	第5期計画	1	1	1	-	-	-
		第5期実績	1	1	1	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2	第5期計画	1	1	1	-	-	-
		第5期実績	2	2	2	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2	第5期計画	1	1	1	-	-	-
		第5期実績	1	1	1	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	1	1	1

意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数	第5期計画	60	60	60	-	-	-
		第5期実績	59	58	59	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	60	60	60
手話通訳者設置事業	実登録見込者数	第5期計画	22	23	24	-	-	-
		第5期実績	18	19	20	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	20	20	20

日常生活支援用具給付事業

介護・訓練等支援用具	給付件数	第5期計画	10	10	10	-	-	-
		第5期実績	2	1	2	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	第5期計画	26	26	26	-	-	-
		第5期実績	22	22	22	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	22	22	22
在宅療養等支援用具	給付件数	第5期計画	18	18	18	-	-	-
		第5期実績	15	15	15	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	15	15	15

サービス体系	単位		H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度 (見込み)	R4年度 (見込み)	R5年度 (見込み)
情報・意思疎通支援用具	給付件数	第5期計画	44	44	44	-	-	-
		第5期実績	60	40	50	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	50	50	50
	給付件数	第5期計画	4,750	4,800	4,850	-	-	-
		第5期実績	4,512	4,364	4,438	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	4,500	4,500	4,500
	給付件数	第5期計画	2	2	2	-	-	-
		第5期実績	1	0	1	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	1	1	1
手話奉仕員養成事業	登録者数	第5期計画	-	-	-	-	-	-
		第5期実績	0	0	1	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	1	1	1
移動支援事業	実利用見込者数	第5期計画	-	-	-	-	-	-
	延利用見込時間数		6,000	6,000	6,000	-	-	-
	実利用見込者数	第5期実績	93	97	102	-	-	-
	延利用見込時間数		4,977	5,169	5,435	-	-	-
	実利用見込者数	第6期計画	-	-	-	107	112	117
	延利用見込時間数		-	-	-	5,702	5,968	6,235
地域活動支援センター	実施箇所数	第5期計画	3	3	3	-	-	-
	実利用見込者数		300	300	300	-	-	-
	実施箇所数	第5期実績	3	3	3	-	-	-
	実利用見込者数		214	196	180	-	-	-
	実施箇所数	第6期計画	-	-	-	2	2	2
	実利用見込者数		-	-	-	123	123	123

<任意事業>

サービス体系	単位		H30年度	R元年度	R2年度 (見込み)	R3年度 (見込み)	R4年度 (見込み)	R5年度 (見込み)
福祉ホーム運営事業	実設置見込数	第5期計画	2	2	2	-	-	-
		第5期実績	2	1	1	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	第5期計画	3	3	3	-	-	-
		第5期実績	1	2	2	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	3	3	3
生活訓練事業	実施の有無 「有」・・・1 「無」・・・2	第5期計画	1	1	1	-	-	-
		第5期実績	1	1	1	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	1	1	1
日中一時支援事業	利用人数	第5期計画	70	70	70	-	-	-
		第5期実績	33	32	34	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	36	38	40
社会参加促進事業								
点字・声の広報 発行事業	「広報おたる」 発行回数	第5期計画	12	12	12	-	-	-
			4	4	4	-	-	-
	「小樽市議会だ より」発行回数	第5期実績	12	12	12	-	-	-
			4	4	4	-	-	-
	「広報おたる」 発行回数	第6期計画	-	-	-	12	12	12
			-	-	-	4	4	4
奉仕員養成事業								
手話奉仕員 養成事業	受講人数	第5期計画	-	-	-	-	-	-
		第5期実績	40	29	2	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	30	30	30
要約筆記奉 仕員養成事 業	受講人数	第5期計画	12	12	12	-	-	-
		第5期実績	0	2	2	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	2	2	2
点訳奉仕員 養成事業	受講人数	第5期計画	-	-	-	-	-	-
		第5期実績	4	-	0	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	-	10	-
録音図書奉 仕員養成事 業	受講人数	第5期計画	-	-	-	-	-	-
		第5期実績	-	8	-	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	10	-	10
自動車運転免許 取得費助成事業	助成件数	第5期計画	5	5	5	-	-	-
		第5期実績	1	0	2	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	3	3	3
自動車改造費 助成事業	助成件数	第5期計画	5	5	5	-	-	-
		第5期実績	0	1	2	-	-	-
		第6期計画	-	-	-	3	3	3

第7章 その他障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための方策

1 権利擁護の推進

(1) 虐待の防止

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、虐待防止に係る取組には、福祉、保健・医療、教育、雇用など広範な分野の連携が必要です。

小樽市では、福祉部内に「小樽市障害者虐待防止センター」を設置し、「小樽市虐待防止対応マニュアル」に基づき、北海道などと連携し、住民等からの虐待に関する通報等に速やかに対応しています。

また、関係機関からなる「小樽市障害者虐待防止等連携協議会」を中心とした関係者のネットワークづくりを行い、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速な対応等に取り組むとともに、地域住民への啓発活動、関係機関・法人・団体などの協力体制の整備を進め、虐待の防止に努めています。

(2) 差別解消法への取組

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行（平成28年4月）に伴い、小樽市では、「職員対応要領」を作成し、職員による障害者に対する「不当な差別的取扱い」の禁止や、「合理的配慮の提供」についての研修を行うなど、周知徹底に努めています。

また、既存の「小樽市障害者虐待防止等連携協議会」を、差別解消に向けた関係機関による協議の場としての役割を加えた「小樽市障害者虐待防止・差別解消連携協議会」とし、関係機関による情報共有等の体制整備を図っています。

2 コミュニケーション支援の推進

本市では、平成30年3月に制定した「小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例」と「小樽市手話言語条例」に基づき、市民や事業者に対して、障がいのある人のコミュニケーション手段には手話、点字、要約筆記、音訳、平易な表現など多様なものがあることの理解を広げるとともに、遠隔手話サービスなど、障がいの特性に応じた多様な手段を利用する環境整備を図ります。

また、コミュニケーションを支援する手話通訳者や点訳者、要約筆記者などの養成研修を実施し、その担い手の育成に努めます。

3 心のバリアフリーの推進

外見からは障がいがあることや配慮を必要としていることなどが分かりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる環境づくりとして、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及啓発を図ります。

このような活動を通して、障がいのある人への理解が深まり、障がいの有無にかかわらず、市民に心のバリアフリーが浸透していくような活動に引き続き取り組みます。

第8章 計画の推進等

1 連携・協力の確保

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などの見込量を確保するためには、地域全体で障がいのある人を支える力を高め、福祉、保健・医療、教育、雇用など広範な分野の連携が必要になります。

「小樽市障がい児・者支援協議会」を中心とした関係者のネットワークづくり、地域住民への啓発活動、関係機関・法人・団体などの協力体制の整備を進め、事業の推進に努めます。

2 計画の点検・評価

毎年度、障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などに係る施策や事業について、その進捗状況を点検・評価するとともに、「小樽市障がい児・者支援協議会」の意見などを踏まえ、次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に反映させます。

また、障害福祉計画等における成果目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、国等の障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「小樽市障がい児・者支援協議会」において分析及び評価を行います。

3 情報提供

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業などに関する情報のほか、保健、医療、福祉に関する様々な情報について、広報（点字版・音声版）やパンフレット、ホームページ、アプリなどを活用した情報提供の充実を図ります。

第6期小樽市障害福祉計画

第2期小樽市障害児福祉計画

令和3年3月発行

小樽市福祉部 障害福祉課

小樽市花園2丁目12番1号

電話 0134-32-4111（市役所代表）

FAX 0134-22-6915（障害福祉課直通）

メールアドレス syogai-fukusi@city.otaru.lg.jp